

[事案 29-98] 既払込保険料返還請求

・平成 29 年 12 月 11 日 裁定終了

<事案の概要>

告知義務違反により契約を解除されたが、募集人の告知妨害を理由に、既払込保険料の返還を求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

平成 27 年 9 月に契約した医療保険について、保険会社は、通院、投薬の事実について告知しなかったことを告知義務違反による解除の理由とするが、募集人には、病院に通院していると伝えたところ、過去 2 年以内に入院していなければ加入できると言われたので、既払込保険料を返還してほしい。

<保険会社の主張>

募集人は、申立人から、過去の入院歴等についての質問に対しては、「10 年以上前に入院したことがある」と聞いたが、現在通院しているかとの質問に対しては、「していない」と聞いていることから、申立人の請求に応じることはできない。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、告知時の状況等を把握するため、申立人に対して事情聴取を行った。なお、募集人はすでに保険会社を退職しており、協力を得られなかったことから事情聴取を行うことはできなかった。

2. 裁定結果

上記手続の結果、募集人の告知妨害は認められず、その他保険会社に指摘すべき特段の個別事情も見出せないことから、和解による解決の見込みがないと判断して、手続を終了した。